

学校給食費について

保護者の皆様に納めて頂く給食費は、賄材料費（食材費）としてのみ使われます。
学校給食のスムーズな運営のため、給食費に対するご理解ご協力をお願いいたします。

■学校給食費

	月額	【国】学校給食費の抜本的な負担軽減	【国】物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	【県】学校給食費無償化支援事業	保護者負担額	徴収回数	徴収期間
小学校	6,000円	5,200円	800円		0円		
中学校	6,800円		600円	3,400円	2,800円		
小学校職員	6,000円				6,000円		
中学校職員	6,800円				6,800円		

給食費の口座振替手続きをお願いします



※学校給食費の口座振替の手続きは、学校徴収金（教材費等）とは別に手続が必要です。

※市内小中学校にごきょうだいが在学している方で、既に給食費の口座振替を利用中である場合は、自動的に口座振替対象になりますので、改めて手続きをする必要はありません。（保護者変更等がある場合を除く）

※令和8年度、小学生の保護者負担額はありません。小学生の保護者は、保護者負担額が必要な年度に口座振替登録をお願い致します。

ご利用可能な金融機関

- 沖縄県農業協同組合
- 琉球銀行
- 沖縄銀行
- 沖縄海邦銀行
- 沖縄県労働金庫
- ゆうちょ銀行
- 九州信用漁業協同組合連合会

■口座振替の申込み手続き (①Web口座振替受付 ②金融機関での手続き ③教育総務課窓口での手続き)

①【Web口座振替受付サービスでの手続き】

口座振替をスマートフォン、パソコンからインターネットを利用して、お申込みができるサービスです。

書類の記入や押印、郵送の必要がありません。

（注意事項）

※このサービスは利用可能金融機関の普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人に限り利用いただけます。

※法人名義の口座の場合、利用できません。農業協同組合は、「JAサービスID」を取得する必要があります。

《お申込み方法》

- 南城市HPをご確認ください
- 右のQRコードを読み取りお申込みできます。



②【金融機関での手続き】

預金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）を、金融機関の窓口へご提出お願いします。

※利用開始まで1~2ヶ月かかることがありますので、なるべく3月上旬までにお手続きを済ませていただきますようお願いします。記入方法は、記入例をご参照ください。

③【教育総務課窓口での手続き】

（必要なもの）

- キャッシュカード
- 申請者本人の確認証明（運転免許証等顔写真入りのもの。申請者は口座名義人本人に限ります。）

■口座振替の申込みがなかった方

5月中旬頃に、納付書を送付します。各期の期限内に納付してください。

※期限を過ぎますと、コンビニエンスストアや金融機関では使用できなくなります。
速やかに市役所庁舎支払窓口（会計課）で納付ください。

■児童手当からの申出徴収

児童手当から差し引きして給食費を納付することができます。残高不足や納め忘れのご心配もありません。
お手続きがございますので、教育総務課へご連絡ください。

※ご利用いただけるのは南城市から児童手当の支給を受けている世帯に限ります。

【お問い合わせ先】